

「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）中間見直し」 目標を掲げている取組の進捗状況一覧（令和5年度末）

令和6年9月13日時点

事業No.	事業名 ◆：中間見直しで追加した事業	所管局	事業概要	負担割合・補助率	「東京都子供・子育て支援総合計画 （第2期）」	令和5年度	
					中間見直し版における目標	実績	決算額（千円）
目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり							
（1）妊娠・出産に関する支援の推進							
9	とうきょうママパパ応援事業	福祉局	全ての子育て家庭に対して妊娠期から保健師等の専門職が関わり、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく行う区市町村の取組を支援する。	都単独事業	62区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	61区市町村（23区26市5町7村）が実施	4,892,478千円
（2）安心できる小児・母子医療体制の整備							
28	周産期医療システムの整備	保健医療局	出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制の確立を図る。	国・都の負担割合／補助率は、事業の種別により異なる （事業者に対し直接補助）	■事業目標（令和5年度末） NICU340床	NICU（新生児集中治療室）病床数 374床 （参考） 総合周産期母子医療センター 14所 地域周産期母子医療センター 15所	1,681,094千円
（3）子育て家庭を地域で支える仕組みの充実							
49	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	福祉局	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援する。	国：1／3 都：1／3 区市町村：1／3	62区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	54区市町村（23区26市2町3村）	183,752千円
54	養育支援訪問事業	福祉局	保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援する。	国：1／3 都：1／3 区市町村：1／3	62区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	50区市町村（23区24市2町1村）	137,922千円
56	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	福祉局	子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援する。	国：1／3 都：1／3 区市町村：1／3 ほか、都単独事業あり	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	51区市町（23区26市2町）（実績報告ベース） ショートステイ 51区市町（23区26市2町） トワイライトステイ 25区市（17区8市）	72,776千円
59	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） <子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金>	福祉局	仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援する。	国：1／3 都：1／3 区市町村：1／3 ほか、都単独事業あり	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	53区市町村（23区26市3町1村） 令和4年度 提供会員14,123人 （実績報告速報値ベース）	208,761千円
61	一時預かり事業	福祉局	保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援する。	国：1／3 都：1／3 区市町村：1／3	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	54区市町村 年間延べ利用児童数：691,983人（幼稚園型を除く） 【令和5年度決算ベース】	1,146,358千円
62	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の充実	福祉局	身近な地域で親子が気軽に集い、相互に交流を図る場を提供する子育てひろばの整備や相談体制の充実に取り組む区市町村を支援する。	国：1／3 都：1／3 区市町村：1／3 ほか、都単独事業あり	地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを全区市町村で実施	地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば：354か所 （22区20市1村） ※令和4年9月1日時点	1,503,781千円
66	利用者支援事業	福祉局	子供及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する区市町村を支援する。	国：1／3 都：1／6 区市町村：1／6 ほか、都単独事業あり	62区市町村、地域の実情に応じた実施体制の整備	23区26市2町3村で実施。（東京都子供・子育て支援交付金交付申請より） ○基本型：146か所（15区16市） ○特定型：48か所（18区17市） ○母子保健型：132か所（23区26市2町3村）	521,112千円
（4）子供の健康の確保・増進							
（5）子供の育ちへの切れ目ない支援							

事業No.	事業名 ◆：中間見直しで追加した事業		所管局	事業概要	負担割合・補助率	「東京都子供・子育て支援総合計画 （第2期）」	令和5年度	
						中間見直し版における目標	実績	決算額（千円）
目標2 乳幼児期における教育・保育の充実								
（1）就学前教育の充実								
（2）保育サービスの充実								
83		保育サービスの拡充（認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育）	福祉局	地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービス拡充に取り組む区市町村を支援していく。 ○認可保育所 保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設 ○認証保育所 東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設 ○認定こども園 就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設 ○家庭的保育事業 家庭的保育者がその居宅等において、利用定員5人以下で保育を行う事業 ○小規模保育事業 定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業 ○居宅訪問型保育事業 家庭的保育者が、乳児または幼児の居宅において保育を行う事業 ○事業所内保育事業 事業主が、従業員及び地域の児童のために保育を行う事業 ○企業主導型保育事業 国の助成を受けて、企業が主として従業員のために保育を行う事業（地域の児童も受け入れ可能） ○定期利用保育 パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育するサービス	国・都の負担割合／補助率は、施設種別等により異なる	■事業目標 令和6年4月時点 保育サービス利用児童数 38,000人増 （平成31年4月比）	保育サービスの拡充（認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育等） 保育サービスの利用児童数 323,750人 （令和6年4月1日現在）	16,083,951千円
107		夜間保育事業	福祉局	保護者の就労等の事情により、夜間（おおよそ午後10時まで）のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援する。	国：1／2 都：1／4 区市町村：1／4	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	延長保育事業（午後9時までの開所） 9区市 夜間保育所 2区 計9区市（7区2市）（上記のいずれか又は両方を実施）	給付費の一部であり、区分できない。
108		延長保育事業	福祉局	保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援する。	国：1／3 都：1／3 区市町村：1／3	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	51区市町 （23区26市2町）【交付決定ベース】	1,278,881千円
109		休日保育事業	福祉局	保護者の就労形態の多様化により、日曜日、国民の祝日等のニーズに対応するため、休日保育に取り組む区市町村を支援する。	国：1／2 都：1／4 区市町村：1／4	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	現時点で回答不可（厚労省の調査をもとに区市町村の実績を集計するが、集計できていないため。）	給付費の一部であり、区分できない。
110		病児保育事業の充実	福祉局	○病中又は病気の回復期等にあつて、集団保育が困難な保育所在籍児童等を、保護者の勤務の都合等により家庭で育児ができない場合に、保育所や病院等の専用スペース等において一時的に預かり保育を行う区市町村を支援する。 ○病児・病後児保育施設の人材とノウハウを活用した地域の保育所等の職員に対する技術支援や利用者に病児のケアに関する情報提供を行う取組、保育所や自宅で児童が発症した際のお迎えサービスの実施、駅近郊の施設による自治体間の広域利用、病児保育の登録家庭に対する相談支援など、病児・病後児保育の充実に取り組む区市町村を支援する。	国：1／3 都：1／3 区市町村：1／3 ほか、継ぎ足し事業あり	187か所、定員951人	172か所	884,549千円
（3）認定こども園の充実								
（4）就学前教育と小学校との円滑な接続								

事業No.	事業名 ◆：中間見直しで追加した事業		所管局	事業概要	負担割合・補助率	「東京都子供・子育て支援総合計画 （第2期）」	令和5年度	
						中間見直し版における目標	実績	決算額（千円）
目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実								
（1）子供の生きる力を育む環境の整備								
126		地域スポーツクラブの設立・育成支援事業	生活文化スポーツ局	子供から大人まで、幅広い世代の都民が生産にわたってスポーツに親しむ機会を拡大するため、地域住民自らが主体となって運営する地域スポーツクラブの設立・育成を支援する。	都単独事業	都内全区市町村に設置	57区市町村 160 クラブ （23区：80 クラブ、25市：71 クラブ、4町：4クラブ、5村：5クラブ）	32,882千円
128		総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	教育庁	子供の体力向上の方向性を示し、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進する。 具体的には、東京都統一体力テストの全校実施、体力向上や健康教育の研究指定校における実践研究等により、体力向上を図る。	都単独事業	運動やスポーツとの多様な関わりを通して健康で活力に満ちた生活をデザインすることができる児童・生徒を育成する。 等	○東京都統一体力テスト実施...全公立学校対象 （2,173校 938,167人）・実施報告書配布 ○全国体力・運動能力、運動週間等調査 都道府県順位 【小学生】男子27位、女子34位 【中学生】男子41位、女子40位	101,647千円
（2）次代を担う人づくりの推進								
182		生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援	福祉局	貧困の連鎖を防止するため、低所得世帯の子供を対象として、学習支援に加え、居場所の提供や進路相談等を行う。	<区市> 国：1／2 区市：1／2 <町村> 国：1／2 都：1／2	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	○区市における実施状況（令和5年度） 48区市（23区25市） ○西多摩福祉事務所における支援対象者（在籍者）数 64名（R4年3月時点） ○大島支庁における支援対象者（在籍者）数 66名（R4年3月時点） ○八丈支庁における支援対象者（在籍者）数 51名（R4年3月時点）	○西多摩福祉事務所 34,325千円 （西多摩福祉事務所における自立相談支援事業等委託料） ※学習支援事業の事業費は含まれており、区分できない。 ○大島支庁 6,177千円 ○八丈支庁 5,032千円
（3）子供の居場所づくり								
190		学童クラブ運営費補助事業	福祉局	就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援していく。開所日数、障害児受入、放課後児童支援員のキャリアアップ等の取組に加算を設け、地域のニーズに応じた取組を支援する。 都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や常勤職員を配置することなどにより、学童クラブのサービス向上を図る。	国：1／3 都：1／3 区市町村：1／3 ほか、都単独事業・継ぎ足し事業あり	令和6年5月時点 登録児童数 23,000人増 （令和元年5月比）	登録児童数 127,541人 （令和4年5月1日現在）	○学童クラブ運営費 7,002,813千円 ○都型学童クラブ 1,247,147千円
191		学童クラブの設置促進	福祉局	既存施設を活用して、学童クラブ事業を新たに実施するための改修及び設備の整備等を行う事業に対する補助を実施することで、学童クラブの設置を促進する。			1,930か所（令和4年5月1日現在） 余裕教室等を活用した学童クラブの整備 209か所	265,047千円
192◆		学童クラブにおける医療的ケア児等受入推進事業	福祉局	医療的ケア児や重度心身障害児等の受入れに必要な人材の配置や送迎支援を行うことにより、医療的ケア児等の放課後や長期休暇等における居場所を確保し、保護者が子育てと仕事を両立して、安心して働くことができるよう支援する。	都：1/2 区市町村：1/2		3区市（杉並区、足立区及び町田市）	17,169千円
193◆		学童クラブ待機児童対策提案型事業	福祉局	令和6年度末までの3年間、区市町村が地域の実情に応じて実施する多様な学童クラブ待機児童対策を支援し、待機児童の早期解消をめざしていく。	○児童館等（うち学童クラブ整備のみ） 国:1/3 都:1/3 区市町村:1/3 ※国嵩上げ・都加算の適用状況等により変動する。学童クラブ待機児童対策提案型事業では、区市町村負担分を都が負担する。 ○学童クラブ 国:1/3 都:1/3 区市町村:1/3 ※国嵩上げ・都加算の適用状況等により変動する。		○児童館等 ・4区市（新宿区、墨田区、日野市、稲城市） ○学童クラブ ・17区市（中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、目黒区、世田谷区、中野区、北区、練馬区、足立区、葛飾区、八王子市、三鷹市、小平市及びあきる野市）	○児童館等 ・12,768 ※区市町村負担分のみ ○学童クラブ ・環境整備事業377,981の内数 ※提案型事業分のみでの決算額は算出していない野市
194		児童館等整備費補助	福祉局	児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操を豊かにするために、児童館及び学童クラブの整備を行う区市町村の取組を支援する。	○児童館 ハード交付金補助相当額 （10/10都単独事業） ○学童クラブ 国:1/3 都:1/3 区市町村:1/3 ※国嵩上げ・都加算の適用状況等により変動する。		○児童館 （創設）4施設 （改築）6施設 （大規模改修）7施設 （防犯対策強化）3施設 ○学童クラブ （創設）13クラブ （改築）30クラブ （大規模修繕）4クラブ	353,037千円

事業No.	事業名 ◆：中間見直しで追加した事業		所管局	事業概要	負担割合・補助率	「東京都子供・子育て支援総合計画 （第2期）」	令和5年度	
						中間見直し版における目標	実績	決算額（千円）
目標4 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実								
(1) 子供の権利擁護の取組								
(2) ヤングケアラーへの支援								
(3) 子供の貧困対策の推進								
(4) 児童虐待の未然防止と対応力の強化								
(5) 社会的養護体制の充実								
238		家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム）の推進	福祉局	○令和11年度において、社会的養護に占める里親等委託の割合が37.4%となるよう、養育家庭等・ファミリーホームを推進していく。 ○民間フォスティング機関を設置することにより、里親委託を一層推進し、里親に対する一貫性・継続性のある支援体制を構築する。 ○養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進する。 ○養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施する。	都：10／10	（令和11年度） 里親等委託率37.4%	【令和6年3月末現在】 ○養育家庭等（登録数：1,154家庭、委託児童数：507人） ○ファミリーホーム（設置数：30ホーム、入所児童数：120人（区児相含む）） ○社会的養護に対する家庭養育の割合17.2%	1,488,078千円
244		専門機能強化型児童養護施設	福祉局	虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大する。	都単独事業	全民間児童養護施設(54か所)	専門的、治療的ケア体制の充実 専門機能強化型児童養護施設の運営 39か所	418,970千円
260◆		フォスティング機関（里親養育包括支援機関）事業	福祉局	社会的養護を必要とする児童の里親への委託をより一層推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施することを目的とする。		全ての都児童相談所担当地域で実施	児童相談所5所	418,106千円
(6) ひとり親家庭の自立支援の推進								
270		ひとり親家庭等生活上事業	福祉局	ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や子供の生活・学習支援を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援する。	国：1／2 都：1／4 区市町村：1／4 ほか、都健ぎ足し事業あり	ひとり親家庭生活向上事業のうち子供の生活・学習支援事業又は生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援事業について、62区市町村で実施	1 子供の生活・学習支援事業 23区市 2 ひとり親生活支援事業（(1)相談支援事業(2)家計管理・生活支援講習会等事業(3)学習支援事業(4)情報交換事業）(5) 短期施設利用相談支援事業 13区市	254,631千円
273		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉局	ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受講した場合に各種給付金を支給するとともに、全区市町村での実施を推進する。	<区市> 国：3／4 区市：1／4 <町村> 国：3／4 都：1／4	62区市町村	10区14市13町村	100千円
277		母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉局	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援する。	都：10／10	62区市町村	21区25市13町村	-
(7) 障害児施策の充実								
294		短期入所事業の充実	福祉局	保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要ときに、障害児（者）が短期間、施設に入所して必要な支援を受ける。	国：1／2 都：1／4 区市町村：1／4 ほか、都加算あり	令和8年度までに140人分の短期入所整備（障害者を含めた総数）	事業者数 354か所（うち児童 140か所） 定員数 1,361名（うち児童 689名） （令和6年3月31日現在）	1,589,751千円
297		児童発達支援センターの設置促進	福祉局	地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの設置促進を図る。	都単独事業	令和8年度までに各区市町村に少なくとも1か所以上設置	40区市町村（18区22市） （令和6年4月1日現在）	障害者施策推進区市町村包括補助事業にて実施
299		保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	福祉局	保育所等を利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児に対し、その安定した利用を促進するため、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	都単独事業	令和5年度までに各区市町村において利用できる体制を構築	48か所（23区24市1町） （令和6年3月31日現在）	障害者施策推進区市町村包括補助事業にて実施
300		主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進	福祉局	未就学の重症心身障害児を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	都単独事業	令和5年度までに各区市町村に少なくとも1か所以上確保	36か所（16区20市） （令和6年3月31日現在）	障害者施策推進区市町村包括補助事業にて実施
301		主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進	福祉局	就学中の重症心身障害児を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。	都単独事業	令和5年度までに各区市町村に少なくとも1か所以上確保	41か所（21区20市） （令和6年3月31日現在）	障害者施策推進区市町村包括補助事業にて実施
304◆		聴覚障害児のための体制整備事業	福祉局	都内の聴覚障害児が、早期に適切な支援を受けられるようにするため、関係機関等との連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を整備する。		都において体制を確保	R6.2 難聴児の早期支援及び関係機関連携強化協議会 R6.3 東京都難聴児相談支援センター開設	30,789千円
(8) 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援								
(9) 外国につながる子供等への支援								

事業No.	事業名 ◆：中間見直しで追加した事業	所管局	事業概要	負担割合・補助率	「東京都子供・子育て支援総合計画 （第2期）」	令和5年度	
					中間見直し版における目標	実績	決算額（千円）
目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備							
（1）家庭生活と仕事との両立の実現							
（2）子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進							
（3）子供の安全を確保するための取組の推進							
（4）良質な住宅と居住環境の確保							
402	子育て世帯に配慮した住宅の供給促進	住宅政策本部	子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定する「東京都子育て支援住宅認定制度」を「東京こどもすくすく住宅認定制度」として制度を再構築し、認定基準を多段階化するとともに、認定住宅における改修や新築に対する直接補助の実施などにより、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進する。	補助内容：集合住宅の 整備費、改修費 （補助限度額 25～200 万円／戸）	（令和12年度末） 認定戸数 10,000戸	認定戸数 延べ3、920戸	199,592千円
（5）安心して外出できる環境の整備							
417	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想等作成費補助）	都市整備局	地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法に基づきバリアフリー基本構想及び移動等円滑化促進方針を作成する区市町村に対し補助を行う。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進する。	（1）基本構想の作成費補助 ○補助率 区市町村の補助対象経費の1／3 以内 （2）移動等円滑化促進方針の作成費補助 ○補助率 区市町村の補助対象経費の1／4 以内	バリアフリー化に向けた取り組みを都内各地に展開 （2030年度）	実績 ・協議会等を通じ、区市町村に基本構想及び促進方針作成の技術的支援を実施 ・基本構想等作成費補助事業を実施（基本構想1区1市、促進方針2区1市） ＜参考＞バリアフリー基本構想を作成した区市町村の数31区市（21区10市）102地区、移動等円滑化促進方針を作成した区市町村の数9区市（6区3市）37地区	9,700千円
419	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア等整備促進事業）	都市整備局	J R・私鉄の鉄道駅における安全性を確保するため、区市町と連携してホームドアの整備に対する補助を行う	○補助率 区市町の補助額の1／2 以内（補助事業経費の1／6 を限度）	J R・私鉄の整備率 約6割（2030年度）	補助実績 ホームドア整備 12駅 に対して補助を実施	515,599千円
423	道路のバリアフリー化	建設局	多くの人が日常生活で利用する主要駅や生活関連施設を結ぶ都道等について、バリアフリー化を推進する。 また、既設道路橋の「優先的に整備する橋梁」について、バリアフリー化整備を順次進めていく。		駅、生活関連施設を結ぶ都道のバリアフリー化：累計約90 k m 主な駅周辺での特定道路の面的なバリアフリー化：累計約150 k m	○主要駅周辺 6km整備完了 ○令和元年に国が指定した特定道路 5km整備完了 【参考・内訳】 主要駅周辺 6km整備完了 特定道路 5km整備完了	240,031千円（見込み）
（6）子供・子育てを応援する機運の醸成							